

日本離床研究会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、社団法人日本離床研究会と称し、英文では
Japanese Society for Early Ambulation と表示する。

(目的)

第2条 当法人は、周手術期・集中治療期をはじめとした臥床を余儀なくされた患者の早期離床に関する研究とその普及を目的とする。

(事業)

第3条 当法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 早期離床に関連した事項の調査及び研究
2. 早期離床を遂行するために必要な技術普及のための研修会・講習会の開催
3. 早期離床に関するセミナーの企画・運営又は開催
4. 早期離床にかかる書籍の制作、出版
5. 早期離床に関する国内外の団体等との連絡協調
6. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

(公告方法)

第4条 当法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第2章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 当法人は、社員、学術正会員、準会員で構成する。
構成員の資格は次のとおりとする。

(1) 社員

当法人の目的に賛同し、周手術期・集中治療期をはじめとした臥床を余儀なくされた患者の早期離床の普及および離床の啓蒙に尽力し、専従として当法人の活動に積極的に参加出来る者。

(2) 学術正会員

当法人の目的に賛同し、周手術期・集中治療期をはじめとした臥床を余儀なくされた患者の早期離床の普及および離床の啓蒙に尽力し、病院・施設の許

可を得て、当法人の活動に積極的に参加出来る者で、かつ、離床に関連する学会発表・論文等の実績を5本以上有し、またはそれと同等の実績があると認められた者であって、別途社員総会で定める規約に従って理事の承認を得て入会した者。

(3) 準会員

当法人の目的に賛同し、医療従事者もしくはそれ以外の者で、周手術期・集中治療期をはじめとした臥床を余儀なくされた患者の早期離床の普及および離床の啓蒙に協力出来る者で、会員規則および会則に同意し、理事の承認を得て入会した者。

(入 会)

第6条

1. 当法人の成立後、社員、学術正会員となるには、当法人所定の入会申込書により入会の申込をし、理事の承認を受けなければならない。
2. 当法人の成立後、準会員となるには、当法人の所定の入会申込書により入会の申込をしなければならない。

(退 会)

第7条 会員の資格喪失

会員は次の場合に資格を喪失する

1. 研究会の名誉を傷つけるような行為や背反行為があったと判断されたとき
2. 申込書の記載内容に虚偽があった場合
3. 会費の支払が遅延した場合

第8条 事務局

本会の事務局を以下に置く。

名称： 日本離床研究会事務局

住所： 東京都千代田区九段北 1-2-12 プラールビル 2F

電話： 03-3356-5585 FAX: 03-6272-9683

メールアドレス： jsea@rishou.org

ホームページアドレス：<http://www.rishou.org>

以上